

やまなしの福祉

2024 No.372

春

spring

- 〈P02〉 特集
- 〈P04〉 コロナ禍における 生活福祉資金特例貸付
- 〈P05〉 ねんりんピック 愛顔のえひめ 2023
- 〈P06〉 令和 6 年度 貸付制度のご案内
- 〈P07〉

- 〈P08〉 介護福祉総合支援センター/
やまなし保育士・保育所支援センター
- 〈P09〉 information
- 〈P10〉 能登半島地震被災地支援
- 〈P12〉 善意をありがとう ほか



災害ボランティアセンター運営者研修
令和6年1月30日(火)市川三郷町生涯学習センター



令和2年春、私たちの生活を一変させた新型コロナウイルス感染症が拡大。緊急事態宣言や行動制限により、仕事や暮らしは大きな影響を受け、休業・失業などで収入が減少し、苦しい生活に直面する人が急増しました。

経済的な支援策として、令和2年3月から実施された生活福祉資金特例貸付(以下、コロナ特例貸付)は、長引くコロナ禍により計10回の受付期間延長を経て、令和4年9月末まで貸付申請を受け付け、社会福祉協議会(以下、社協)をはじめ関係機関は未曾有の規模となった申請に精一杯対応し、家計が急変した世帯を支えてきました。

現在は償還(返済)が始まり、アフターコロナにおける生活再建へと局面が変化しています。一方、借受世帯の中には、貸付だけでは生活の立て直しが難しく、その背景には様々な困難があると思われる方も見られます。

今回は、山梨県におけるコロナ特例貸付の状況と現在の取り組みについてお伝えします。

01 caption

コロナ特例貸付とは

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に対して、必要な資金の貸付と相談支援を行うことにより、安定した生活を送れることを目的とした制度です。都道府県社会福祉協議会が実施主体、市町村社会福祉協議会が相談窓口となり、実施しています。

生活福祉資金制度の大きな特徴は、初回の相談から返済完了まで、お住まいの地域の社協や民生委員児童委員、自立相談支援機関などの関係機関が連携して世帯の困りごとを把握し、相談・支援に関わる点にあります。

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、休業や失業に直面した世帯を支えるため、従来の生活福祉資金の要件を緩和したコロナ特例貸付が実施されました(表1)。コロナ特例貸付では、国の方針により貸付の迅速性が優先された他、感染拡大防止のため郵送での申請も認められ、更には膨大な申請への対応として社協以外にも労働金庫と郵便局が申請窓口を追加されました。

そのため、県内の社協では、従来の生活福祉資金では必須の相談支援が十分にできず、世帯の状況や困りごとなどを把握しきれないまま貸付を行うジレンマを抱えながら、殺到する申請に懸命に対応してきました。結果、県内における貸付決定件数・金額は2万4千件、89億4千万余(全国は382万件、1.4兆円余)にのびりました。

(表1 特例貸付の貸付要件等)

	緊急小口資金	総合支援資金 (初回貸付、延長貸付、再貸付)
対象者	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	10万円以内 ※ただし、世帯員の中にコロナ罹患 者や個人事業主、要介護者がいる場合、学校等の 休業など特に認められる場合は20万円以内	単身世帯：月15万円以内 2人以上世帯：月20万円以内 貸付期間：原則3ヶ月以内
償還(返済)期限	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	無利子

02 caption

償還(返済)から見えてきた借受世帯の状況

コロナ特例貸付は、令和5年1月から本格的に償還(返済)が始まっています(表2)。償還できている世帯は、貸付で苦しい局面を乗り切り、徐々に生活再建が進んでいると思われる一方、予定通りの償還が難しい世帯は、コロナ禍収束後、経済活動が徐々に戻りつつある中でも、依然生活が苦しい状況が見受けられます。

借受人の方たちの年齢層は、若い方から高齢者まで幅広い世代にわたっています。就業形態では、派遣・契約社員やパート、アルバイト等の非正規雇用、フリーランス(自営業)等の方が多くいます。不安定な労働状況で働いている方が、新型コロナウイルス感染症拡大による休業、廃業や雇い止め、シフト減などの影響を受けたと思われます。

また、山梨県は、富士山や八ヶ岳、南アルプスなどの山岳や、石和温泉をはじめとした温泉地など観光地があり、観光業やそれに付随する産業で生計を立てていた世帯が影響を受けたことも特徴です。

家族構成では、単身世帯やひとり親世帯、高齢者世帯、外国籍の世帯なども多く、コロナ特例貸付を通して、地域で生活に困っている人たちの多様さが浮き彫りになりました。

また、失業等により再就職を目指すもののなかなか仕事が見つからない方や、病気や障害のある方、多重債務や家計管理に悩んでいると思われる方など、コロナ特例貸付だけでは解決できない複合的な課題を抱えている世帯があることも徐々に分かってきました。

(表2 特例貸付の据置期間および償還(返済)開始時期)

資金種類	据置期間	償還開始時期
緊急小口資金・総合支援資金(初回) (令和4年12月末日以前に償還開始となるもの)	令和4年12月末日まで	令和5年1月～
緊急小口資金・総合支援資金(初回) (令和4年1月～令和4年3月末申込み分)	1年間	据置期間終了後
緊急小口資金・総合支援資金(初回) (令和4年4月～令和4年9月末申込み分)	令和5年12月末日まで	令和6年1月～
総合支援資金(延長) (令和5年12月末日以前に償還開始となるもの)	令和5年12月末日まで	令和6年1月～
総合支援資金(再貸付) (令和6年12月末日以前に償還開始となるもの)	令和6年12月末日まで	令和7年1月～

03 caption

償還(返済)が困難な借受世帯への対応

コロナ特例貸付では、償還が困難な借受世帯に対し、償還免除と償還猶予の制度が設けられています。このうち、償還免除については、住民税非課税世帯や、生活保護を受給した場合、障害者手帳(身体1級、2級、精神1級等)を交付された場合や借受人が死亡した場合等が要件となっており、県内では12月末時点で8千件を超える貸付が償還免除になっています。特例貸付の債務は免除になっても、生活の苦しさは続く世帯もあると思われることから、免除後の世帯への支援は今後の課題であると考えています。

また、償還免除の要件に該当しないものの、病気療養や失業・離職等により償還が難しい場合は、要件に該当すると償還期間を原則1年間延ばす償還猶予があり、県内では12月末時点で8百件余りが猶予となっています。

お金を返すことが難しいという状況は、生活に困りごとが生じているサインとも言えます。また、困りごとがあっても、中には自分から相談することが難しい方、相談先が分からない方もいると思われることから、借受世帯それぞれの事情に応じた対応が求められています。

厚生労働省は、「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について(令和4年10月28日付)」を発出し、都道府県社協、自立相談支援機関、市町村社協はじめ関係機関が連携しながら、借受人の生活再建に向けて支援するよう示しています。本会ではこの通知等を踏まえて、次の枠組みで取り組んでいます。

山梨県社会福祉協議会 —— 債権管理、市町村社協など関係機関と連携した借受世帯への支援

市町村社会福祉協議会 —— 地域住民の相談窓口、県社協など関係機関と連携した借受世帯への支援

自立相談支援機関 —— 相談者への生活再建に向けた支援

04 caption

山梨県社協としての取り組み

債権者として、債権管理は大変重要です。本会では令和4年7月に「特例貸付償還事務センター(TEL:055-244-2065・平日 9:00~17:00)」を開設し、償還等にかかる問い合わせや事務手続き等に対応しています。現状に応じて、償還免除や猶予に該当する場合は申請手続きを案内する他、償還猶予中の借受人に電話等で生活状況を確認し、就業や家計改善等の相談を希望する方については関係機関につなげています。

また、償還開始から1年が経過し、借受世帯の中には計画どおりの償還が進んでいない方もいます。そこで、この状況を踏まえて令和5年4月に架電チームを新たに立ち上げ、償還を促すとともに滞納の理由や生活状況等について聞き取りを行っています。その上で、滞納の理由が払込取扱票の紛失であることが分かれば、再発行してお送りし償還へつなげています。償還困難な場合には、たとえば償還免除や猶予の要件に該当するものの手続きが済んでいない方には申請手続を、貸付申請時、償還期間を短く設定している方には償還計画の変更を案内し、借受世帯へのフォローアップに対応しています。

コロナ特例貸付の実施から約4年が経ち、借受世帯の中には申請時とは別の自治体へ引っ越しされている方も多く見受けられます。架電等により転居が分かった際は住所変更手続きを案内し、適切な債権管理に努めていますが、中には連絡の取れない世帯もあることから、新たな取り組みとして滞納世帯への積極的なアウトリーチ(訪問)を検討しています。訪問により借受人の方と直接お会いすることで、電話では把握できない借受世帯の不安や生活状況を把握でき、償還率の向上や必要な支援につなげることができるのではないかと考えています。

05 caption

今後に向けて

未曾有の規模となったコロナ特例貸付は、資金の貸付による生活支援という局面から、今後10年以上におよぶ償還をする中での生活再建という局面へと移っています。

来年1月からは、総合支援資金(再貸付)の償還が始まります。複数の特例貸付を利用している世帯にとっては、経済的な負担が増す恐れもあることから、それぞれの状況に応じて適切な支援につなげていく必要があると考えています。

そのためには、県内の市町村社協や自立相談支援機関をはじめとした関係機関との連携が大切です。今後は、より情報共有を密にしながら借受世帯の生活再建に向けて取り組んでまいります。

ねんりんピック

えがお

愛顔のえひめ 2023

山梨県選手団 154名が参加しました!

「ねんりんを重ねた愛顔(えがお)伊予に咲く」をテーマに、第35回全国健康福祉祭 愛媛大会(ねんりんピック愛顔(えがお)のえひめ2023)が令和5年10月28日(土)～31日(火)にかけて愛媛県内各地を会場に開催されました。

山梨県からは、154名の選手が18種目の競技に参加しました。

開会式当日は快晴に恵まれ、高野団長(県社会福祉協議会会長)をはじめとする選手団は、渡邊俊夫旗手(ダンススポーツ)を先頭に、風林火山の手旗を高々と掲げ元気に入場行進を行いました。

県勢はマラソン大会で個人優勝を取めた他、いくつかの種目で上位入賞や、健康長寿のあかしである最高齢者賞等を受賞し、日頃の練習の成果を発揮するとともに、スポーツを通じ他県の選手との交流を深めました。また、文化交流の美術展にも本県の代表作品を出品しました。

12月15日(金)には山梨県庁にて帰県報告会を行い、大会に出場した選手の代表者や入賞者が出席しました。山梨県選手団を代表して、高野団長が、長田副知事に県旗を返還し大会の成果を報告しました。高野団長は、「さらなる目標に向かって精進し、地域社会や長寿社会づくりに貢献したい」と抱負を述べました。

来年度の第36回全国健康福祉祭は鳥取県で開催予定です。

第35回全国健康福祉祭えひめ大会 ^{えがお}ねんりんピック愛顔のえひめ2023 / 山梨県勢の主な成績

●スポーツ交流大会・ふれあいスポーツ交流大会・文化交流大会

優勝	マラソン 70歳以上 3km 女性	名取 和子 (南アルプス市 73歳)
準優勝	マラソン 60～69歳 10km 男性	浅川 晴俊 (甲斐市 65歳)
第3位	水泳 (60～64歳 平泳ぎ 女性 50m)	太田 礼子 (南アルプス市 62歳)
第3位	水泳 (75～79歳 平泳ぎ 女性 50m)	津金 秀子 (甲府市 75歳)
第3位	水泳 (75～79歳 平泳ぎ 女性 25m)	津金 秀子 (甲府市 75歳)
第3位	ソフトバレーボール (1位グループ5組)	都留市 TSV
優秀賞	健康マージャン (個人戦ミツマタブロック)	村松 厚 (中央市 79歳)
	ラグビーフットボール (2戦2勝) ※チームの順位付けはない競技	山梨不惑ラグビーフットボール 倶楽部
特別賞	ウォークラリー (男性最高齢者賞)	杉田 明 (甲府市 87歳)
特別賞	マラソン (男性高齢者賞)	石川 正男 (甲斐市 85歳)
特別賞	軟式野球 (男性高齢者賞)	武藤 常二 (富士吉田市 84歳)

●美術展

金賞 写真 在原 英機 (富士河口湖町 82歳)

●山梨県選手団最高齢者

男性 ゲートボール 佐野 辰巳 (南部町 88歳)
女性 ゲートボール 小池 喜美子 (南部町 91歳)



総合開会式 山梨県選手団



ラグビーフットボール



ダンススポーツ



弓道

帰県報告会 山梨県庁にて



児童

single-parent and child

ひとり親

山梨県社会福祉協議会

令和6年度

貸付制度の

山梨県社会福祉協議会では、児童養護施設等を退所された方や就職をされる方を支援するため各種貸付事業を行っています。

1 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

1の貸付金のご案内▼



進学や就職などで山梨県内の児童養護施設等を退所または里親委託が解除された方に、資金の貸付けを行うことで、安定した生活と円滑な自立を支援します。条件を満たした場合、貸付金の返還を免除します。

貸付内容

種類	貸付対象			貸付期間	貸付額
	退所または委託解除から5年が経過するまで		入所中または委託中の希望者		
	進学者	就職者			
生活支援費	○	—	—	在学する期間	月額5万円以内
家賃支援費	○	○	—	進学者は在学する期間 就職者は退所または委託解除から2年間を限度とする	1カ月あたりの家賃相当額(管理費・共益費を含む) ※居住地の生活保護住宅扶助額を限度とする
資格取得支援費	○	○	○※1	一括交付	25万円以内 資格取得に要する費用の実費

貸付申請は、それぞれ1回まで、児童養護施設等または児童相談所を経由して申請してください。貸付けは無利子です。

※1 申請理由が自立支援計画上の位置付けであること

2 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

2の貸付金のご案内▼



『高等職業訓練促進給付金』を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指すひとり親家庭の親に対して、養成機関の入学準備金及び就職準備金の貸付けを行うとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金の貸付けを行うことで、自立の促進を図ることを目的としています。条件を満たした場合、貸付金の返還を免除します。

貸付内容

種類	貸付対象者	貸付期間	貸付額
入学準備金	高等職業訓練促進給付金を受給し令和6年4月1日以降に養成機関に在籍している方	一括交付	50万円以内
就職準備金	高等職業訓練促進給付金を受給し令和6年3月に養成機関等を卒業し県内において資格が必要な業務に従事している方	一括交付	20万円以内
住宅支援資金	母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて自立を目指しているひとり親家庭の親	2か月ごとの交付	月額40,000円以内(最大12か月まで)

お住まいの管轄の福祉事務所等を経由して申請してください。貸付けは無利子です。

貸付けには、審査があります。また、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への支援を拡充していますので、詳細は下記までお問合せください。

【お問合せ先】生活支援課 資金第1担当 TEL: 055-251-3900 (平日8時30分～17時15分)

ご案内

Loan Programs

介護
Care and Childcare
保育

ひとり親家庭の親、また介護や保育分野の資格取得や貸付要件や申請方法は、下記担当までお問い合わせください。

介護・保育分野の就職を応援

山梨県福祉人材センターでは、介護（高齢者、障害児者）・保育分野の仕事に就かれる方を応援するため、就職や資格取得にかかる費用をサポートする各種貸付事業を行っています。一定の条件を満たすと、貸付金の金額が返還免除となります。これから、介護・保育分野に就職を考えている方は、是非ご利用ください。詳しい申請条件は、山梨県福祉人材センターホームページ（各種貸付金のご案内）にてご確認ください。

3 介護（高齢者、障害児者）分野貸付事業

貸付内容

種類	貸付対象者	貸付額
介護福祉士実務者研修受講資金貸付	介護福祉士の資格取得を目指し、介護福祉士実務者養成施設に在学中の方	20万円以内
介護人材再就職準備金貸付	介護職員として一定の知識や経験があって、現場から離れていたが、福祉・介護分野へ再就職する方	40万円以内
介護分野・障害分野就職支援金貸付	他業種で働いていたが、介護分野又は、障害福祉分野に介護職員等として就職する方	20万円以内

4 保育分野貸付事業

貸付内容

種類	貸付対象者	貸付額
保育士就職準備金貸付	保育士として、県内の保育所等に新たに週20時間以上で勤務する方	20万円以内
未就学児の保育料等の一部貸付	① 未就学児を持つ保育士で、県内の保育所等に新たに週20時間以上で勤務する、もしくは育児休業等から復帰する場合	保育料の半額 (最大1年間) 上限月額2万7千円
	② 未就学児を持つ保育士で、県内の保育所等を利用している又は、保育所等の勤務時間帯により、子ども預かり支援事業を利用する方	保育料の半額 (最大2年間) 上限年額12万3千円
保育補助者雇上費貸付	保育所等へ保育士資格を持たない「保育補助者(保育士の補助を行うもの)」の雇上げに必要な費用の一部 ※貸付件数に限りがあるため、状況によりお貸しできない場合があります。	上限年額 295万3千円 (最大3年間)

【お問合せ先】

山梨県福祉人材センター 貸付・研修担当

TEL: **055-254-9955** (平日9時～17時)

3・4の貸付金の
ご案内▶



「テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業」進捗状況

介護ロボットの導入にあたっては、導入前の事前準備がとても大切になってきます。各事業所では、導入する機器の決定後、介護ロボットを導入した成果を見える化するための評価指標の決定・測定や、機器の管理、機器の使用方法の周知等をどのように進めていくかの検討を行いました。

特別養護老人ホーム田富荘では、見守り機器の導入にあたり、一度に全床で運用すると職員の皆さんが混乱してしまうため、まずは部分的に運用を始めました。運用の中で挙げた問題点をその都度解決し、徐々に運用を広げました。

介護老人保健施設フルール甲府では、移乗機器の導入にあたり、写真付きの分かりやすいマニュアルの作成や利用者の選定方法、中止基準の検討を行い、研修会を開催して運用を始めました。運用中はメンバーがフォローを行い、利用者に合わせて使用方法の検討を行っていました。

センターでは、これまでの取り組みの成果を県内事業所の皆さんに知っていただくため、2月末から3月にかけて、施設見学会及び成果報告会を開催しました。

施設見学会では、導入機器の選定理由、運用するにあたり、工夫した点についてプロジェクトメンバーから説明を受けた後に、導入機器を実際に運用している現場を見学しました。

成果報告会では、計画・実施・評価・改善の手順に沿って各事業所がどのような取り組みを行ったか、取り組みを行った成果はどうだったかや、コンサル事業者による伴走支援の様子について報告がありました。



システム説明



マニュアル

介護講座「認知症介護の経験者のはなし」を開催しました。

(公社)認知症の人と家族の会山梨県支部の方々にご協力いただき実施しました。認知症をもつ家族を介護した経験のある方から体験談を聞き、各グループに分かれて座談会を行いました。

参加者は、現在介護中の方、今後のために参加された方、介護の仕事をしている方、認知症と診断された当事者の方など様々です。座談会の中では、「ストレスが溜まると、つい辛くあたってしまう事がある」「認知症と診断されてはいないが物忘れが多くなってきている。家族でできることはないか」など皆さん熱心に質問していました。

参加者から、「当事者の実体験や気持ちを聞くことができ勉強になった」「相談窓口はたくさんあるが、同じ立場の人に話を聞いて欲しかったので助かった」「介護の悩みを聞いてもらいとても参考になった」「気持ちが明るくなった」などの感想がありました。中には、「同じ立場の人と話をするだけで介護のストレスが少し楽になった」と、複数回参加される方もいました。



「外国人介護人材受入セミナー」を開催しました。

介護福祉総合支援センターの新規事業として、オンライン形式で2回開催しました。

第1回は、9月22日(金)、「外国人介護人材受入の仕組と事例紹介」をテーマに、「県外の医療・介護施設での受入事例」及び、「採用方法と定着化、キャリア形成のポイント等」についての説明を行いました。

第2回は、11月22日(水)、「山梨県における外国人介護人材受入状況と取組」についての行政説明のほか、「雇用促進・定着について(雇用促進定着に向けた取組・日本語教育と人事考課制度の紹介)」と題した講演並びに県内特別養護老人ホームでの受入事例発表を行いました。

どちらも参加者の満足度は高く、今後、外国人の受入を検討するとの法人もありました。

福祉人材センターからのお知らせ

山梨県福祉人材センターでは、福祉・介護サービスの質の向上と福祉・介護施設等における職員の定着を図るために、専門的な知識や技術を学ぶ研修会を開催しています。

令和5年度も、中堅職員リーダー研修や、マネジメント研修をはじめ、介護職場に初めて就いた人向けのマナー研修、メンタルヘルスマネジメントに関する研修等を開催しました。開催は、従来通りの集合型・オンライン併用型・動画配信型研修等の形式で行っています。「中堅職員・チームリーダー研修」の参加者からは、「学ぶことが多くどれも必要な内容だった」や「中堅ならではの悩み等を共有できた」等の感想がありました。

来年度も施設職員の皆さんのニーズを踏まえ、様々な研修会を開催する予定ですので、ぜひご参加ください。

研修内容は、決まり次第、「福祉人材センター研修申し込みページ」でお知らせいたします。



お問い合わせ

山梨県福祉人材センター

貸付・研修担当

TEL:055-254-9955



保育士・保育所支援センターからのお知らせ

「保育士資格届出登録をお願いします」

山梨県にお住いの保育士資格をお持ちの方に、住所・氏名等をやまなし保育士・保育所支援センター(福祉のお仕事サイト内)に届け出ていただくことで、就職(又は再就職)の支援やスキル維持・向上のための研修会の案内、また、それぞれの状況に応じた相談や、保育に関わる情報を受け取ることが出来ます。

また、保育のお仕事がしたい方と保育現場をつなぐ職業紹介や、保育の魅力発信なども行っています！ライフスタイルに合わせた働き方を選べたり、保育に専念できる環境を整えている保育施設も増えていますので、お気軽にお問合せください。

届出登録は
こちらから



お問い合わせ

やまなし保育士・保育所支援センター

TEL:055-254-1821



能登半島地震被災地支援

本年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。山梨県社会福祉協議会では、全国社会福祉協議会や山梨県からの要請を受け、石川県内の被災市町村へ応援職員を派遣し、支援活動を行っています。

緊急小口特例貸付窓口業務支援

全国社会福祉協議会から石川県宝達志水町(社会福祉協議会)の避難所及び社協における特例貸付の窓口業務の支援のため、応援職員を派遣しました。

- 派遣期間 1月30日(火)～2月2日(金)
- 派遣職員 2名(県社協)
- 業務内容 窓口対応業務 ※派遣終了

災害ボランティアセンター運営業務支援

全国社会福祉協議会から、石川県中能登町災害ボランティアセンター(社会福祉協議会)への応援職員派遣要請があり、県内の市町村社会福祉協議会にもご協力をいただき、応援職員を派遣し災害ボランティアセンターの運営業務の支援を行っています。



派遣期間・職員

- 第1回派遣 2月 8日(木)～14日(水) 3名(富士吉田市社協・笛吹市社協・県社協)
- 第2回派遣 2月20日(火)～26日(月) 3名(甲府市社協・身延町社協・県社協)
- 第3回派遣 3月 3日(日)～ 9日(土) 2名(富士川町社協・県社協)
- 第4回派遣 3月15日(金)～21日(木) 2名(上野原市社協・県社協)
- 第5回派遣 3月27日(水)～4月 1日(月) 2名(都留市社協・県社協) ※継続中・4月以降の派遣は未定

業務内容

ニーズ受付、現地調査、マッチング、ローラー訪問(チラシ配り)等

避難所運営業務支援

※1.5次避難所 2次避難所へ入るまでに一時的に避難者を受け入れる施設

石川県から山梨県へのDWA T派遣要請を受け、山梨DWA T事務局を担う、山梨県と本会が協力して、金沢市にある1.5次避難所に山梨DWA Tのチームを派遣し避難所運営の支援を行いました。

派遣期間・職員

※各派遣日程に県社協職員1名同行

- 第1回派遣 2月15日(木)～20日(火) 5名(県内社会福祉施設職員・県)
- 第2回派遣 2月19日(月)～24日(土) 4名(県内社会福祉施設職員・県精神保健福祉士協会)
- 第3回派遣 2月23日(金)～28日(水) 4名(県内社会福祉施設職員・県社会福祉士会)
- 第4回派遣 2月27日(火)～3月3日(日) 4名(県内社会福祉施設職員・県精神保健福祉士協会) ※継続中・4月以降の派遣は未定

業務内容

避難者の受付、受付時のアセスメント、健康管理、避難所内での相談業務等

職員の笑顔が職場の元気 福利厚生で実現しましょう

会員数
約**27万人**
(2023年3月現在)



職員1人 毎年度**1万円**の掛け金で充実の内容！

※非常勤職員向けに5千円コースもご用意しています。

充実した 基本サービス



- 生活習慣病予防健診費用助成 最大**4,000円**
- 健康生活用品 毎年**1品**給付
- 電話健康相談 **無料**
- 永年勤続記念品 **5,000円～50,000円相当**の記念品
- 長期勤続者退職慰労記念品 **20,000円相当**の記念品
- お祝品 [結婚:**10,000円**の商品券 出産:**10,000円**の商品券 入学:**5,000円**の商品券]
- 弔慰金 [会員死亡:**60万円**(就業中・通勤中の事故の場合**180万円**) 配偶者死亡:**10万円**]
- 見舞金 [高度障害:**60万円** 後遺障害(就業中・通勤中の事故):最高**120万**
入院(就業中・通勤中の事故):1日につき**1,000円**
手術(就業中・通勤中の事故):損保会社の定める額
災害:法人**20万円** 個人**1～2万円**]
- 資格取得記念品 **5,000円相当**の記念品
- 各種講習会 受講料・教材費**無料**
- 海外研修
- クラブ・サークル活動助成 1人あたり**1,000円**
- オリジナルカレンダー、オリジナル手帳、情報誌のお届け

地域密着 サービス

- 会員交流事業
会員同士の親睦やリフレッシュを目的としたグルメ、観劇、コンサート、ツアーなど
楽しいイベントや利用助成を全国各地で実施

お得な 優待割引 サービス



- 指定保養所 優待料金+**2,500円引**
- 会員制リゾート施設 法人会員料金
- 提携宿泊施設、国内・国外パッケージツアー、レンタカー
- スポーツクラブ、スクール
- ソウェル保険 [団体生命・総合医療保険・積立年金保険、傷害保険、入院保険、がん保険]
- 特別提携住宅ローン、特別資金ローン(多目的ローン)
- 文具・事務用品、書籍・CD、社用販売、子供用品、保健福祉用品・防災防犯用品カタログ販売
- 住宅建築、マイカー購入・リース、結婚式場・結婚支援サービス、葬祭サービス、引越サービス
- ソウェルクラブ“クラブオフ”企業向けに各種福利厚生サービスを提供する(株)リロクラブと契約し提供しています。
 - 全国の宿泊施設、レジャー施設、日帰り湯、グルメなど、幅広い分野のサービス
 - 全国**200,000以上**のメニュー優待料金

資料請求はこちら

<法人・事業所のご担当者のみなさまへ>
サービスの詳細は資料をご請求ください。訪問もしくはオンラインを利用してご説明することもできます。



社会福祉法人 福利厚生センター

<https://www.sowel.or.jp> TEL. ☎0120-292-711

詳しくは または、お電話でお問い合わせください。

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビルディング10階



善意をありがとう

Thank you for your good will.

フコク生命甲府支社外野倶楽部 未使用タオル等のご寄付

フコク生命甲府支社外野倶楽部(日原喜代美会長)営業職の皆様の善意の込められたタオル、使用済み切手等をご寄付いただきました。

社会貢献の一環としてご寄付いただいたタオル等は、県内の社会福祉協議会の高齢者向け福祉サービス等において有効に活用させていただきます。ありがとうございました。



山梨県労働者福祉協会 日本労働組合総連合会 山梨県連合会 山梨ともしび基金へのご寄付

「山梨ともしび基金」に対し、山梨県労働者福祉協会、日本労働組合総連合会 山梨県連合会(連合山梨)(窪田清会長)様より、それぞれ10万円のご寄付をいただきました。

山梨県労働者福祉協会様は、昭和62年から37回目、連合山梨様は平成8年から28回目のご寄付となります。

いただいたご寄付は民間福祉活動の助成を行う山梨ともしび基金で大切に活用させていただきます。ありがとうございました。



山梨中央銀行職員組合 使用済み切手等のご寄付



山梨中央銀行職員組合(青柳匠中央執行委員長)様より、使用済み切手4.1kgと未使用タオル92枚のご寄付をいただきました。

同組合では、社会貢献として平成10年から同様のご寄付をいただき、合計192.2kgとなりました。

使用済み切手は、福祉施設での活動資金などに役立てられています。ありがとうございました。

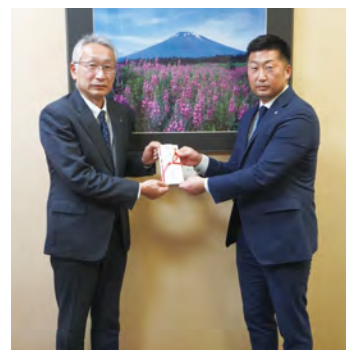
NEWS

JAIFA山梨県協会 児童福祉へのご寄付

JAIFA山梨県協会(公益社団法人 生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会 山梨県協会 小石光徳会長)様より、10万円ご寄付いただきました。

JAIFA山梨県協会では、生命保険営業職が1日10円の募金を行う「愛のドリーム募金」を永続的社会貢献活動に位置づけ、積みたてられた募金です。

お預かりしました寄付金は、児童福祉活動のために活用させていただきます。ありがとうございました。



読者アンケートのお願い

今後の広報誌づくりの参考にさせていただくため、アンケートにご協力をお願いいたします。

QRコードよりご回答ください。



広報誌「やまなしの福祉」は、本会ホームページでPDF版をご覧ください。バックナンバーの閲覧もできますので、ぜひご活用ください。

<http://www.y-fukushi.or.jp>



お知らせ Notice

やまなしの福祉は年4回の発行とさせていただきます。次号は6月下旬の発行予定です。

この広報誌の作成費用の一部に
赤い羽根共同募金配分金を充てています。

